

# 船速距離計の配置に関する事項

## 改正規則

安全設備規則

## 改正事項

船速距離計の配置に関する事項

## 改正理由

SOLAS 条約第 V 章第 19.2.3.4 規則において、総トン数 300 トン以上のすべての船舶には、対水速力及び対水距離を表示する船速距離計の設置が要求されている。加えて、SOLAS 条約第 V 章第 19.2.9 規則により、総トン数 50,000 トン以上のすべての船舶においては、対地速力及び対地距離を表示する船速距離計の設置も要求されている。このため、総トン数 50,000 トン以上の船舶は、対水及び対地それぞれの速力及び距離を表示することのできる船速距離計を設置しているが、当該装置は、対水及び対地の両方の機能を有する一体型のものが一般的である。

このような状況を受け、装置の健全性の観点から、一体型の船速距離計の故障により対水及び対地の両方の機能が失われることを避けるべく、当該装置の独立した設置に関する検討が IMO にて行われていた。その結果、2012 年 5 月に開催された IMO 第 90 回海上安全委員会（MSC 90）において、この旨を明確にした船速距離計の性能基準の一部改正が決議 MSC.334(90)として採択された。

今般、決議 MSC.334(90)に基づき、関連規定を改めた。

## 改正内容

対水及び対地の船速距離計を分離して設置する旨規定した。